(案)

岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画 (第2版)

令和8年3月

岸和田市

目次

はじめに		- 1 -
第1部 新型	^{型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画}	- 3 -
第1章 新	析型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	- 3 -
第1節	感染症危機を取り巻く状況	- 3 -
第2節	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 4 -
第2章 卢	岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	- 5 -
第2部 新型	型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 7 -
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 7 -
第2章	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 8 -
第3章	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	11 -
第4章	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	14 -
第5章	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	18 -
第6章	新型インフルエンザ等の対策項目	21 -
第7章	新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等	22 -
第3部 新型	ピインフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	23 -
第1章 孚	 	23 -
第1節	準備期	23 -
	初動期	
第3節	対応期	25 -
第2章 🍴	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	26 -
第1節	準備期	26 -
第2節	初動期	27 -
第3節	対応期	28 -
	Eん延防止	
第1節	準備期	29 -
第2節	初動期	30 -
第3節	対応期	31 -
	ワクチン	
第1節	準備期	32 -
第2節	初動期	37 -
第3節	対応期	41 -
第5章 化	录健 -	45 -
	準備期	
	初動期	
第3節	対応期	47 -
笙6音 划	勿答	48 -

第1節	準備期	48 -	
第2節	初動期	49 -	
	対応期		
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保51 -			
	準備期		
	初動期		
	対応期		

はじめに

感染症危機への対応については、平成21年に世界的に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1) への対応を踏まえ、平成24年に特措法が制定され、平成25年には同法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した政府行動計画が策定されました。

本市においても、平成26年3月、市行動計画を策定し、市行動計画に基づく有事への備えを行ってきました。

そのような中、令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行(パンデミック)を引き起こしました。

国内においては、令和2年1月に国内1例目の患者が確認されて以降、新型コロナが令和5年5月に感染症法に基づく5類感染症に位置づけられるまで3年超にわたり、特措法等に基づいた対応を行うこととなり、国民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらしました。

この新型コロナへの対応は、政府、大阪府(以下、「府」とする。)及び市行動計画策定後、初めてとなる感染症危機への対応となりましたが、これら計画は、主に新型インフルエンザを前提に作成しており、病原体の変異や対策の長期化を十分に想定していませんでした。そのため、新型コロナへの対応は計画の想定外の事態となり、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討し、実行していくこととなりました。

今般、この新型コロナ対応の教訓を踏まえ、約10年ぶりに政府行動計画が抜本的に改定されたことから、本市においても、政府や府行動計画を踏まえ、市行動計画を改定することとしました。

市行動計画(第2版)においては、幅広い呼吸器感染症等を念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定し、対策項目(7項目)ごとに3期(準備期、初動期、対応期)それぞれの取組を記載しました。

次なる感染症危機は将来必ず到来します。その際、感染症危機が、市行動計画の想定内のものとなるかは不確実であり、計画の想定外の事態が生じた場合においても、柔軟かつ機動的に対応していくことが求められます。

そのためには、平時から、感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

本市においては、幅広い感染症危機に対応できる社会をめざし、平時から関係機関と連携し、

市行動計画に基づき各取組を着実に進めるとともに、様々な有事のシナリオを想定した実践的な訓練等を通じて市行動計画の実効性を検証し、必要に応じて市行動計画の見直しを不断に行うことで、有事に迅速かつ機動的に対応できるよう取り組んでまいります。

なお、本計画は、平成 27 年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals Goals: SDGs)」の理念を踏襲しており、各取組の推進を通して、 関連するゴールの達成に貢献します。

令和8年(2026年)3月 岸和田市長 佐野 英利

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。 さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きい ものが発生する可能性がある。

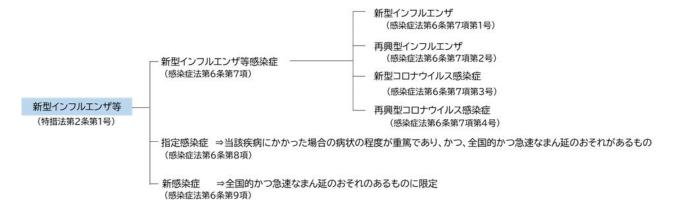
これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速な まん延のおそれがあるもの)
- ③新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの) である。

図表1 新型インフルエンザ等



第2章 岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

平成 25 年6月、特措法第6条に基づき、政府行動計画が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和6年7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

新型コロナは、令和2年1月に国内で最初に患者が確認されて以降、年に数回の感染の波を引き起こし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曽有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国を挙げての取組が進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法等に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び国民経済が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざすものである。

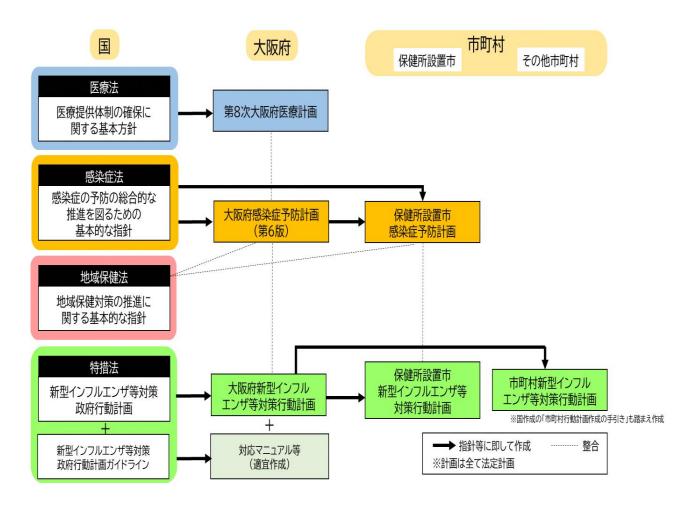
政府行動計画では、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しており、具体的には、対応を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実するとともに、対策項目をこれまでの6項目から 13 項目に拡充した。また、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化した。さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国及び都道府県を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施することとしている。

本市においては、平成 26 年3月、政府及び府行動計画を踏まえ、特措法第 8 条に基づき、市 行動計画を作成した。

今般、政府及び府行動計画が改定されたことを受け、政府行動計画や市における新型コロナ対応の経験を踏まえ、市行動計画を改定する。

なお、国及び府は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に行動計画の変更を行うとしていることから、本市においても、国及び府の動向や取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

図表2 保健・医療分野(感染症関連)における各計画の体系図



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを 阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国 内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機事象上の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための 時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、 医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないよう にすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2)市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、 市民生活及び地域経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定 に寄与する業務の維持に努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略をめざすこととしている(図表3参照)。

市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画および府行動計画を踏まえ、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要

である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

図表3 時期に応じた戦略(対応期は、基本的対処方針等国の方針に基づいて対応)

		哈(刈心朔は、基本的対処力軒等国の力軒に基づいて対心)
□ 時期 □ □ □		戦略 戦略
準	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国との連携、地域における医
備		療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、
期		ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、
		市民等に対する啓発や府、市町村、事業者による業務継続計
		画等の策定、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進や
		人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な
		点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の
		準備を周到に行う。
初	国内で発生した場合	直ちに初動対応の体制に切り替える。
動	を含め世界で新型イ	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症
期	ンフルエンザ等に位	が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防
	置付けられる可能性	ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。
	がある感染症が発生	海外で発生している段階で、市内の万全の体制を構築するた
	した段階	めには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措
		置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピード
		をできる限り遅らせる。
対	市内の発生当初の封	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬の使用、感染
応	じ込めを念頭に対応	リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエン
期	する時期	ザウイルス薬の予防投与、病原性に応じて、不要不急の外出
		の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピード
		をできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
		なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情
		報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性
		や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に
		強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対
		策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大の

かの
兄の
ンな
共体
退の
る状
が生
おり
応じ
、医
う。
クチ
タイ
制へ

第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1)有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ①特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ②病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、 柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期) と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

(2)感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、 状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切 替えに資するよう図表5のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も 踏まえ、感染症危機対応を行う。

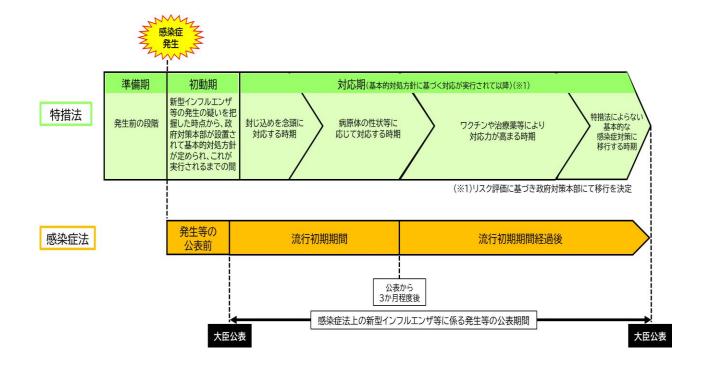
図表5に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備などの在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図表4 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方(イメージ図)



図表5 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		有事のシナリオ
		感染症の急速なまん延及びその可能性のある
初動期		事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて
		基本的対処方針が定められ、これが実行されるま
		での間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、
		感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡
		大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対す
		る準備を行う時間を確保するため、新型インフルエ
		ンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔
		軟に対応する。
	封じ込めを念頭に対応する	政府対策本部の設置後、国内での新型インフル
	時期	エンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状に
		ついて限られた知見しか得られていない中で、諸
		外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封
		じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフル
		エンザであることが判明した場合は、抗インフルエ
		ンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対
		応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図る
		ことができる可能性があることに留意)。
	病原体の性状等に応じて対	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積に
	応する時期	より明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク
対		評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等
応		を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応で
		きるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)
期		を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを
		検討する。
	ワクチンや治療薬等により対	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ
	応力が高まる時期 	等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知
		見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える
		(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必
		要が生じる可能性も考慮する)。
	特措法によらない基本的な	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進む
	感染症対策に移行する時期	こと、病原体の変異により病原性や感染性等が低
		下すること及び新型インフルエンザ等への対応力
		が一定水準を上回ることにより特措法によらない基
		本的な感染症対策(出口)に移行する。

第4章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

府、市町村又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1)平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ) までの取組により、平時の備えを充実させ、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能と するとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(ア)新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ)感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が府内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ)関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民 等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシ ナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行 う。

(エ)医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正を踏まえた医療提供体制等の平時の備えの充実を始め、 有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや治療薬等の研究開 発への協力、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ)DX の推進や人材育成等

DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間での即時の情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国や府の動向を踏まえ、医療 DX を推進する。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保するため、市民生活及び地域経済の安定を維持するための取組が重要である。

このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランス を踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済 に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア)可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた リスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ)医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には国及び府において、予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、確保した医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ)状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、国が定める参考指標等の状況を踏まえるとともに、必要に応じて府が独自に設定する指標等の状況も踏まえて対策の切替えに対応する。市においては、国や府の対策に呼応して対応する。

(エ)対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて、国及び府の方針を踏まえながら、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ)市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有、リスクコミュニケーション

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や 感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを 含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。 こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有及び双方向のリスクコミ ュニケーションにより、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や 緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、人権に十分配慮し、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3)基本的人権の尊重

府及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見・差別、誹謗中傷等は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4)危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5)関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、府対策本部及び市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、府を通じ国に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6)感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、市を中心に避難所施設の確保等を進めることや、 府及び市において自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進め る。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、府及び市は、国も含めて互いに連 携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感 染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(7)記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

図表6 各部門の役割

- ・自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・WHO(世界保健機関)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努め、又、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る 国際協力の推進に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

玉

- ・平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

地方公共団体

府

・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的な対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行するために、平時における以下のことについて、計画的に準備を行う。

①医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、 後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提 供体制を整備すること、

- ②民間検査機関又は医療機関と検査措置協定を締結し、検査体制を構築すること
- ③民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保する

عے 4、保健所体制を整備すること ⑤感染症に関する人材を育成すること 予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。 複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する 都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合又は関係 する都道府県との間で、感染症の発生の動向等の情報提供・共有、感染予 防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進め る。 ・以下のことに関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。 ①住民に対するワクチンの接種 ②住民の生活支援 市 ③新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援 対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村、関係団体等と緊密な連携を 図る。 ・感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施でき るよう、健康危機対処計画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計 画的に推進する。また、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等 との連携強化に加え、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行 保健所 う。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的 機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携 等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。 ・感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管 地方衛生 理研究 機構や他の地方衛生研究所、検疫所、府等の関係部局及び保健所 との連携の下、感染症及び病原体等 の調査、研究、試験検査並びに感染 研究所 症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行う。

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、平時 から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結 し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症 対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、患者の診療体制を 含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域 医療機関 の関係機関との連携を進める。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体 制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に 応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又 は医療人材の派遣を行う。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエ 指定地方 ンザ等対策を実施する責務を有する。 公共機関 ※大阪府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売業者、ガ ス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定している。 ・新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する 観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職 場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行 登録 う。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努 める。 業者 ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うこ とが求められる。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を 縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う -般 者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時から マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必 要がある。 ・平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等 に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策 (換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人 レベルでの感染対策を実践するよう努める。 市民 ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや 消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施状 況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策 を実施するよう努める。

第6章 新型インフルエンザ等の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組み やすいようにするため、政府及び府行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策 項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- 5保健
- **⑥物資**
- ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

第7章 新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等

(1)EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとすることが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、 啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図る。

(3)多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、府と連携しながら、訓練の実施やそれに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、関係機関に働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに、政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。

本市は、政府及び府行動計画の改定等を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府及び府行動計画等が見直された場合は、本市も必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

- (2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化
 - ① 市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
 - ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な 人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作 成・変更する。
 - ③ 新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等の養成等を行う。

(3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、府、市及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に 備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、府、市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

- (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
 - ① 国や府が対策本部を設置した場合において、市は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
 - ② 必要に応じて、第1節(準備期)(2)を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- (1)-1 職員の派遣・応援への対応
 - ① 新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
 - ② その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。

(1)-2 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、 必要な対策を実施する。

- (2) 緊急事態措置の検討等について
- (2)-1 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。また、当該市の区域に係る 緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関す る総合調整を行う。

- (3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制
- (3)-1 市対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1)-1 感染対策等に関する啓発

平時から、国及び府から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市の保健衛生部門や福祉部門、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

(1)-2 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療 関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。その際、市は、府との連携を図る。

(1)-3 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック(信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況)の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、府との連携を図る。

(1)-4 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

- (1) 情報提供・共有について
- (1)-1 市における情報提供・共有について
 - ①国及び府から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、 個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ②新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

国または府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、 Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療 関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

第3節 対応期

(1) 情報提供・共有について

(1)-1 市における情報提供・共有について

感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市 民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(1)-2 都道府県と市町村の間における感染状況等の情報提供・共有について

住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都道府県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

(2) 基本的方針

(2)-1 双方向のコミュニケーションの実施

初動期に引き続き、国または府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療 関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を 図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、国や府等が設置する相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 国内でのまん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 緊急事態措置の実施

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。また、当該市の区域に係る 緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関す る総合調整を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急 事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) ワクチンの接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種 を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師·看護師用物品】
口消毒用アルコール綿	□マスク
ロトレイ	□使い捨て手袋(S·M·L)
□体温計	口使い捨て舌圧子
□医療廃棄物容器、針捨て容器	□膿盆
口手指消毒剤	□聴診器
□救急用品	ロペンライト
	【文房具類】
接種会場の救急体制を踏まえ、必	□ボールペン(赤・黒)
要な物品を準備すること。代表的な	□日付印
物品を以下に示す。	□スタンプ台
•血圧計等	口はさみ
•静脈路確保用品	【会場設営物品】
輸液セット	□机
•生理食塩水	□椅子
・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン	□スクリーン
剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステ	□延長コード
ロイド剤等の薬液	□冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤
	□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	□耐冷手袋等

(2) ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(3) 接種体制の構築

(3)-1 接種体制

新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関

係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を 進める。

(3)-2 特定接種

- ① 府及び市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、府及び市は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。
- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(3)-3 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 国又は府の協力を得ながら、本市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する ための体制の構築を図る。
- a 住民接種については、国及び府の協力を得ながら、希望する人全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、府及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本市又は府の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	Α	
基礎疾患のある	対象地域の人口の 7%	В	
者	对象地域的人口的 7%	Б	
妊婦	母子健康手帳届出数	С	
幼児	人口統計(1-6 歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者**	人口統計(1 歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の
子6分 休夜石	八口机品(「放个個) ^ 2	LZ	2倍に相当
小学生•			
中学生•	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高校生相当			
高齢者	人口統計(65 歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記	Н	A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H
以入	の人数を除いた人数	П	A-(B+G+D+E1+E2+F+G)-H

[※] 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべく、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることを検討する。
- d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については市自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、当該の医師会等が運営を行うことも可能であるため、運営方法を検討する。
- (イ) 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、 居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携

わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

(4)-1 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

(4)-2 市における対応

定期の予防接種の実施主体として、府による支援を得て、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、府は、こうした市町村の取組を支援することとなる。

(4)-3 衛生部局以外の分野との連携

市衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には市労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市町村衛生部局は、市町村教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する。

府及び市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について 医療機関等に共有するとともに、医療機関や市労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局、市教育委員会等との連携及び協力等と連携しながら、当該情報を活用し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図る。

(5) DX の推進

① 市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム 基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システ ムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

第2節 初動期

- (1) 接種体制
- (1)-1 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(1)-2 ワクチンの接種に必要な資材

第4章第1節(1)において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

- (2) 接種体制
- (2)-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、府及び市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(2)-2 住民接種

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、府の保護施設担当部局及び福祉事務所、市の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと(調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は府の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等)が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。

- ⑤ 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センターや市民センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本市又は府の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の 重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血 圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ス テロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ市医師会等 や薬剤師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、 救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、 発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を 確認するとともに、府や府医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地 域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、 地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アル コール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前

にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師·看護師用物品】
□消毒用アルコール綿	□マスク
ロトレイ	□使い捨て手袋(S·M·L)
□体温計	口使い捨て舌圧子
□医療廃棄物容器、針捨て容器	□膿盆
口手指消毒剤	□聴診器
□救急用品	□ペンライト
	【文房具類】
接種会場の救急体制を踏まえ、必要	□ボールペン(赤・黒)
な物品を準備すること。代表的な物品を	□日付印
以下に示す。	□スタンプ台
•血圧計等	口はさみ
•静脈路確保用品	【会場設営物品】
輸液セット	□机
•生理食塩水	□椅子
・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗	□スクリーン
けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の	□延長コード
薬液	□冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤
	□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	□耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。
- ① 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定 の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが 滞ることがないよう配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を

取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

第3節 対応期

(1) ワクチンや必要な資材の供給

- ① 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」中「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」第3章3. を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、府を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 供給の滞りや偏在等については、国からの要請を受けて、特定の製品に偏って発注等を 行っていることが原因であることも考えられるため、府を中心に他の製品を活用すること等も 含めて地域間の融通等を行う。

(2) 接種体制

- ① 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、府及び市は、国や医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

(2)-1 特定接種

(2)-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。ただし、何らかの理由で、本人が接種を同意しなった場合に、本人に不利益が無いよう配慮する。

(2)-2 住民接種

- (2)-2-1 予防接種体制の構築
 - ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
 - ② 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
 - ③ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。
 - ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
 - ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に 当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。た だし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機 関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
 - ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本市の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(2)-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集

することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

(2)-2-3 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(2)-2-4 接種記録の管理

国、都道府県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、 また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活 用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- ③ 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(4) 情報提供:共有

- ① 自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある 一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じ ないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組 む。

(4)-1 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセン

ター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(4)-2 住民接種に係る対応

- ① 実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第 27 条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりや すく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 人材の派遣等について

市は、所属する保健師等を応援職員として府管轄保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進する。

第2節 初動期

(1) 地域医療提供体制や医療機関への受診方法等についての周知 府と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

第3節 対応期

- (1) 主な対応業務の実施
- (1)-1 健康観察及び生活支援
 - ① 府が実施する健康観察に協力する。
 - ② 府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、府が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

(1)-2 市民への周知

府と協力し、地域の医療提供体制や国や府等が設置する相談センター 、医療機関への受診 方法等について市民等に周知する。

第6章 物資

第1節 準備期

- (1) 感染症対策物資等の備蓄等
 - ① 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 消防機関は、国及び府からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急 隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

- (1) 感染症対策物資等の備蓄等
 - ① 準備期に引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
 - ② 準備期に引き続き、消防機関は、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第3節 対応期

- (1) 感染症対策物資等の使用等
 - ① 必要に応じ、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を使用、または府等からの要請に応じ提供する。また、定期的に備蓄状況等を確認し、補充等を行う。
 - ② 消防機関は、初動期までに備蓄等した個人防護具を使用し、不足が生じる恐れがあるときは、必要に応じ、補充等を行う。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、 必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

① 市行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)(1)で備蓄する感染症対策 物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、 必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配 慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等につい て、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(5) 火葬体制の構築

府の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。 その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

第2節 初動期

(1)物資及び資材の備蓄

市行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)(1)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。また、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(2) 遺体の火葬・安置

府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

- (1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応
- (1)-1 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

(1)-2 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(1)-3 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校・公民館等の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(1)-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務 又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるお それがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 (昭和 48 年法律第 48 号)、国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号)その他の 法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(1)-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 府の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域 火葬の応援・協力を行う。
- ④ 府を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、府から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
- (2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応
- (2)-1 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2)-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者であり、市が参画する大阪広域水 道企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ 適切に供給するため必要な措置を講ずる。

- (3) 市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応
- (3)-1 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による 雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

(3)-2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱(ぜいじゃく)な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

用語集

医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療
	提供体制の確保を図るための計画
医连进型协会	※府が作成する当該計画は、「府医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、府と府域内にある医療機
	関との間で締結する協定
関係省庁対策会議 	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエ
	ンザ等に関する関係省庁対策会議
	「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置につい
	て(平成16年3月2日関係省庁申合せ)」に基づき開催
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染
	症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足り
	る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指
	定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを
	さす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、
	「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の
	対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として
	用いている。
	なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力
	とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型
	インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び
	健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症対策	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機
物資等	器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35
	年法律第145号。以下「薬機法」という。)第2条第1項に規定する
	医薬品)、医療機器(薬機法第2条第4項に規定する医療機器)、
	個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防
	止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資
	の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
 感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	(平成10年法律第114号)
 季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国
, A	内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の
	11、11年には11年に対した。11、11年の11年の678年中の

	抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主
	とした感染症
基本的対処	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本
方針	的な対処の方針を定めたもの
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方
	公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に
	基づき、その業務に関し、作成する計画
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断
	しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順
	等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態
	宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的
	かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を
	及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、
	同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置
	を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措
	置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国
	民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共
	団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規
	定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除き
	みだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者
	が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含
	まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府
	県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると
	疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、
	健康状態について報告を求めること
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告
	示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的
	に進めるため、保健所及び地方衛生研究所が策定する計画。
	策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対
	応について定めた手引書や保健所設置市における区域全体に係
	る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づ
	〈予防計画、特措法に基づ〈都道府県行動計画及び市町村行動
	計画等を踏まえることとされている。
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係
	る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府

	と病原体等の検査を行っている機関(民間検査機関や医療機関 等)とが締結する協定
	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型イ
	対相
	ンフルエンリ寺対泉の美施に関する計画
	府が策定するものについては、「府行動計画」とする。
/m nt=# =	市町村が策定するものについては、「市町村行動計画」とする。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学
	物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害
	から個人を守るために作成・考案された防護具
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施
	設等での療養者
	※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施
	設(地域密着型介護老人福祉施設も含む。))、介護老人保健施
	設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホー
	ム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け
	住宅、保護施設(生活保護法に規定する救護施設、更生施設、授
	産施設及び宿所提供施設)をさす
	※障がい者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施
	設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす
指定行政機関	国の行政機関であって、政令で指定するものをいう。
指定(地方)	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に
公共機関	規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラ
	や医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
	大阪府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売
	業者、ガス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定してい
	る。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民
	の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民
	経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要が
	あると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条
	第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと
	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係
	る宿泊施設の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と宿泊業者
	等とが締結する協定
 新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、
101 <u>1</u> 10 0 10 <u>10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</u>	同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係
	るものに限る。)及び同条第9項に規定する新感染症(全国的か
	の 0~1~12~200 / 久〇円木カッタ1~20人1~30利心木油 (土田町が、

	つ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
	府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる
	可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階
	より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を
策閣僚会議 	確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議
	「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成23年
	9月20日閣議口頭了解)」に基づき開催
新型インフルエンザ等緊 	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、
急事態	その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚
	大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定
	める要件に該当する事態
新型インフルエンザ等対	特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の
策推進会議	推進を図るための会議
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)。病原体がベータコロナ
	ウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国か
	ら世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有すること
	が新たに報告されたものに限る。)であるもの
新型コロナウイルス感染	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染
症等	症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をい
	う。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あ
	るいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の府民生活との関連性が高い又は
	 府民経済上重要な物資
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者
	への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相
	談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーショ	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む府民等が適切に判
ン	断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報
	提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関
	心を把握・共有して行うコミュニケーション
	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさ
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	す。
	^{7 °} ※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、「政府対
	飛本品」とする。 府が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、「府対策本
	前が付担広第22米第1項に参うで設置する本品は、「所対東本 部」とする。
	ロリC y る。

	市町村が、特措法第34条第1項に基づき、緊急事態宣言がなさ
	れたときに設置する
	本部は、「市町村対策本部」とする。
地方衛生研究所	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収
	集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当
	該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機
	関。)をいう
地方公共団体	大阪府及び市町村(保健所設置市を含む。)
登録事業者	特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国
	民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大
	臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)
特定新型インフルエンザ	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対
等対策	策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実
	施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止する
	ため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措
	置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び
	国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認め
	るときに、臨時に行われる予防接種のこと
	特定接種の対象となり得る者は、
	①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与
	する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けてい
	るもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働
	大臣の定める基準に該当する者に限る。)
	②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
	③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
都道府県連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市の
	連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機
	関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置
	する組織
偽·誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型イン
	フルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語
	であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が
	I .

	病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言
	葉として用いている。
	なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区
	別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒
	カ」が使用される。
府等	府及び保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77
	号)第1条に定める市)(保健所及び地方衛生研究所を含む。)
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等
	の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害
	を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態(準備期)
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止
	等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型イン
	フルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及
	び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけ
	る新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等
	重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める
	要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間
	において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、
	措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対
	し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は
	抵抗性)をいう。
七 审	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の
有事	新空インノルエンリー等に位置下げられる可能性のある恐呆症の 発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対
	完全の情報を採却した段階から行程法第21米に規定する政府列 策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定め
171初前四	る感染症の予防のための施策の実施に関する計画
	※府が作成する計画は「府予防計画」とする。
	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽
אַנען זי	微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗イ
	ンフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、
/// / / / / / / / / / / / / / / / / /	適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼
	横築等)につなげていくための活動
 リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の
ノハンロー川川	

	提供を行う体系的なプロセスをさす。
	感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能
	性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用
	することを目的とする。
流行状況が収束する	患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としな
	い流行状況にあること
ワンヘルス・	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に
アプローチ	対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Makingの
	略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効
	果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつな
	がり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるような
	データ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的
	な枠組み」を明確にする取組